平成２７年（フ）第４２０号
福岡市西区拾六町１丁目12番15―402号
破産者　山崎　竜一
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０９８号
札幌市南区常盤１条２丁目18番12号
破産者　坂井　　博
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
仙台市青葉区吉成台２丁目13番22号、従前の住所宮城県黒川郡大和町杜の丘１丁目３番地の13
破産者　佐藤　秀夫
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
静岡県牧之原市坂部3754番地４、開始決定時住所静岡県焼津市下江留228番地
破産者　飯田　惠一
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７１号
静岡県牧之原市坂部3754番地４、開始決定時住所静岡県焼津市下江留228番地
破産者　飯田　一洋
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７２号
静岡県牧之原市坂部3754番地４、開始決定時住所静岡県焼津市下江留228番地
破産者　飯田　洋子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９８号
兵庫県神崎郡神河町東柏尾249番地、開始決定時の住所兵庫県神崎郡神河町東柏尾245番地
破産者　赤松　省吾
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４９６号
兵庫県神崎郡神河町東柏尾249番地、従前の住所兵庫県神崎郡神河町東柏尾245番地
破産者　赤松　八郎
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第９７３号
広島市南区皆実町１丁目13番32号
破産者　藤川　勝利
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７４号
広島市南区皆実町１丁目13番32号
破産者　藤川登美子
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７４号
福岡県春日市大谷７丁目139番地４　テラスハウス松尾101号、前住所福岡県春日市若葉台西４丁目101番地１　アーサー春日グリーンヒル401号
破産者　後藤　　聡
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８７５号
福岡県春日市大谷７丁目139番地４　テラスハウス松尾101号、前住所福岡県春日市若葉台西４丁目101番地１　アーサー春日グリーンヒル401号
破産者　後藤眞由美
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４５号
仙台市太白区萩ケ丘６番16号、従前の住所仙台市若林区長喜城字鉄砲前16番地の11
破産者　大村　博昭
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
秋田市千秋矢留町６番22号　トーカンマンション千秋707号
破産者　須藤　幸彦
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９号
神奈川県鎌倉市小袋谷２丁目22番２－８号
破産者　坂井　利光
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４５号
静岡県伊東市荻649番地の30
破産者　瀬戸　好之
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４０３号
横浜市金沢区鳥浜町11番地２　201
破産者　加藤　俊博
1　決定年月日　平成27年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部